



Tax Newsflash

中国

税理士法人トーマツ

2015年5月15日号

※本ニュースレターは、[英文ニュースレター](#)の翻訳版です。
日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

中国国家税務総局の2015年の税務調査計画

中国国家税務総局は2015年3月に開いた全国税務調査作業会議を受けて、2015年の全国における税務調査計画を明らかにした。当該計画には、2015年に特別調査の対象となる主な領域／業種、各地の税務機関が国家税務総局に報告をするスケジュール等が示されている。

(1) 調査項目

特別調査の対象項目は指令性と指導性の項目に分けられる(後者は、国家税務総局が調査の実施を推奨する領域／業種である)。これらの項目以外にも、各地の税務機関は実際の状況に基づき、その他の領域／業種を調査範囲に組み入れることができる。

1) 指令性調査項目

各地の税務機関が必ず調査しなければならない項目である。

- 輸出税還付(免除)企業
- 金取引企業
- 資本取引

2) 指導性調査項目

各地の税務機関は以下の項目から選択し、調査を行うことができる。

- 不動産および建築据付業
- 高所得者の個人所得税
- 営利性教育研修機関

3) その他の調査項目

これらの項目は各地の税務機関が自主的に決定する。例えば、上海では以下の項目が2015年の税務調査範囲に含まれている。

- 電子商取引
- 石油製品販売企業
- 商品卸売および小売
- 自動車の修理とメンテナンス(4S店)
- 重点税源(即ち、政府の税収に比較的大きな貢献をしていると考えられる企業)(第1弾の重点税源調査(100社の企業を含む)は2月中旬に既に開始され、第2弾の調査は下半期に開始される見込みである)
- 金融業、不動産業、国有企業の高級管理者および弁護士等の個人所得税の調査

一部のその他の地域の税務機関も重点税源および大企業を今年の調査対象としているが、調査の具体的な内容や重点は各地で異なる。

(2) スケジュール

全国での調査作業は3段階に分けて行われる。

- プランニング段階(3月):各地の税務機関は3月31日までに、調査計画を国家税務総局査察局に提出しなければならない
- 実施段階(4~11月):各地の税務機関は6月30日までに、半年間の作業総括を国家税務総局査察局に提出しなければならない
- 総括段階(11~12月):各地の税務機関は11月30日までに、年度総括を国家税務総局査察局に提出しなければならない

(3) デロイトのコメント

ここ1~2年、企業が国外に支払うサービス費およびロイヤルティーに対する中国の税務機関の調査が厳しくなりつつあることから、このような対外支払項目は引き続き今年の税務調査においても重点事項の一つとされる可能性が高い。対外支払項目に関しては、以下のような点がよく問題となる。

- 国外に支払う金額は課税所得を計算する際に控除できるか否か。控除できる場合、いずれの年度において控除するか
- 国内の支払者は企業所得税および間接税を源泉徴収する必要があるか否か。源泉徴収する必要がある場合、源泉徴収義務はいつ発生するか
- 税額を源泉徴収していないか、あるいは源泉徴収額に不足がある場合、どのように延滞金および罰金の規定を適用するか

(4) デロイトのアドバイス

調査項目の範囲に属する企業は調査の動向に注意を払わなければならない。また、自己調査を行うことによってリスクとなる点を把握し、当該リスクに関する予防措置を講じるとともに、必要なサポート文書を整えておくことを提案する。法規の規定が明確ではなく、争議が起りやすい問題については、事前に専門家の意見を求めることも考えられる。

税務調査が既に開始された企業は、積極的な態度

をもって税務調査に協力し、税務機関からの質問に対しては、明確に矛盾のない形で回答する必要がある。調査の過程において、企業は特に、税務機関との間で意見の不一致が生じる可能性のある事項を適切に処理するように注意しなければならない。そのような事項については、調査の調書が作成される前に、できるだけ早く税務機関に適当な説明を行い、税務機関から企業の意見に対する理解および同意が得られるようにすることが望ましい。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

税理士法人トーマツ

エグゼクティブオフィサー 大久保 恵美子

email: emiko.okubo@tohmatsumats.co.jp

東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

T e l: 03-6213-3800(代)

email: tax.cs@tohmatsumats.co.jp

会社概要: www.deloitte.com/jp/tax-co

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。